○厚生労働省令第五十九号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百四十二円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　適用等事務物件費算定基礎額　二百八十七円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三　給付事務人件費算定基礎額　四百八十円に、市町村の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 四　給付事務物件費算定基礎額　二百十五円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 五　免除事務人件費算定基礎額　千三百十八円に、市町村の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 六　免除事務物件費算定基礎額　五百九十一円に、市町村の地域の区分による別表⑵の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 七　年間平均被保険者数　前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた被保険者（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号。以下「令」という。）第一条第一号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の数の合計数を十二で除して得た数をいう。 八　年間平均受給権者数　前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた受給権者（令第一条第二号に規定する受給権者をいう。以下同じ。）の数の合計数を十二で除して得た数をいう。 九　年間平均保険料免除者数　前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた保険料免除者（令第一条第三号に規定する保険料免除者をいう。以下同じ。）の数の合計数を十二で除して得た数をいう。 十　（略） （被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額） **第二条**　令第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号により算定した額の合計額とする。 一　適用等事務人件費算定基礎額に当該市町村における年間平均被保険者数を乗じて得た額 二　給付事務人件費算定基礎額に当該市町村における年間平均受給権者数を乗じて得た額 三　免除事務人件費算定基礎額に当該市町村における年間平均保険料免除者数を乗じて得た額	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　人件費算定基礎額　二百六十万六千円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表第一⑴、⑶及び⑷の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　物件費算定基礎額　百十八万二千円に、市町村の地域の区分による別表第一⑵及び⑷の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 （新設） （新設） （新設） 三　年間平均被保険者数　前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。以下同じ。）の数の合計数を十二で除して得た数をいう。 （新設） （新設） 四　（略） （被保険者及び福祉年金の受給権者の数を基準として算定する額） **第二条**　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号。以下「令」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、人件費算定基礎額に当該市町村における年間平均被保険者数に応じて別表第二に定める点数に厚生労働大臣が定める調整係数を乗じて得た点数を乗じて得た額とする。 （新設） （新設） （新設）